

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議

日時：２０１５年８月５日（水） １３：３０～１５：００

場所：郡山ビューホテルアネックス ４階 花勝見

議 題

- １．中間貯蔵施設に係る状況について
- ２．パイロット輸送における搬出について
- ３．その他

配布資料

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 資料１－１ | 中間貯蔵施設に係る状況について |
| 資料１－２ | 現場見学会について |
| 資料２ | パイロット輸送における搬出について |
| 参考資料 | 中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議開催要項 |



中間貯蔵施設に係る状況について

平成27年8月
環境省

中間貯蔵施設とは

- 福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- 現時点でこれらの最終処分する方法を明らかにすることは困難。
- 最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要。

福島県内で発生した以下のものを中間貯蔵施設に貯蔵する

1. 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物（落葉・枝等）



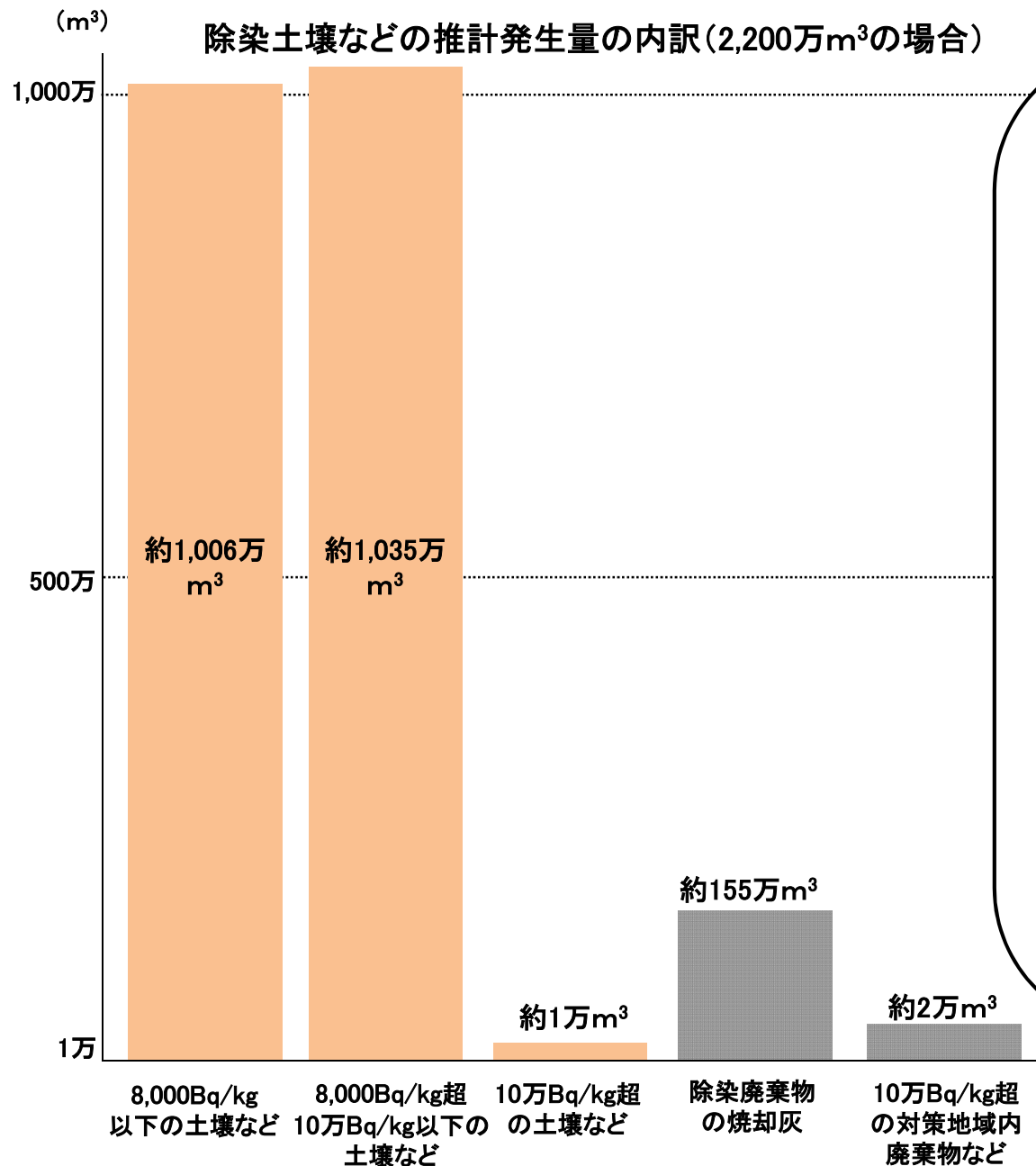
※可燃物は、原則として焼却し、焼却灰を貯蔵する。

2. 10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等

福島県内における除染実施地域と 中間貯蔵施設予定地の位置関係



中間貯蔵施設の貯蔵量



○福島県内の除染土壌などの発生量は、減容化(焼却)した後で、約1,600万～約2,200万m³と推計。
(参考:東京ドーム(約124万m³)の約13～18倍に相当)

※中間貯蔵施設の検討に当たっては、上記の他、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

中間貯蔵施設に係る経緯(平成26年9月以降)

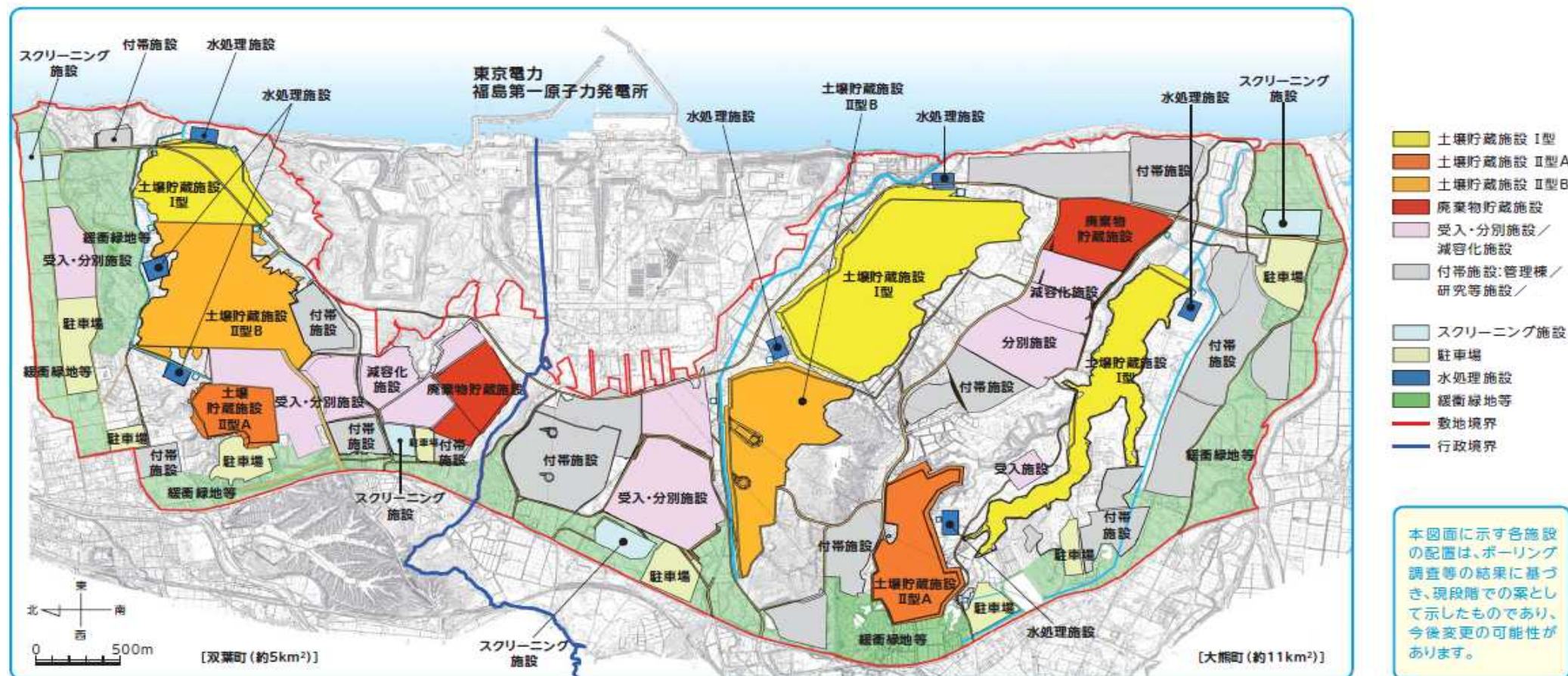
時期	内容
平成26年9月	<u>福島県知事から、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長は知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨を国に伝達。同時に県から搬入受入れまでに5項目について確認を求められた。</u>
平成26年10月～11月	<u>県外最終処分の法制化等に対応する「日本環境安全事業株式会社法(JESCO法)」の改正案を10月に閣議決定し、国会提出。11月成立、12月施行。</u>
平成26年11月～平成27年1月	<u>関係機関からなる輸送連絡調整会議での調整を経て、11月、輸送基本計画の取りまとめ、平成27年1月、輸送実施計画を取りまとめ。</u>
平成26年12月～平成27年1月	<u>大熊町・双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認。</u>
平成27年2月8日	<u>福島県に対し、搬入開始に当たって確認が必要な5項目に係る取組状況等を説明。</u>
平成27年2月25日	<u>福島県知事・両町長から、搬入を受入れる旨伝達。</u> <u>福島県、大熊町・双葉町、環境省の間で、中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定を締結。</u>
平成27年3月～	<u>3月13日に大熊町、25日に双葉町の仮置場から搬入を開始。以降、他市町村から順次搬入を開始。</u>
平成27年4月13日	<u>環境安全委員会を開催し、中間貯蔵に係る保管場設置・輸送等工事の状況等について説明。</u>

中間貯蔵施設の配置図

用地の取得状況や除染土壌等の発生状況に応じて、段階的に整備を進めます。

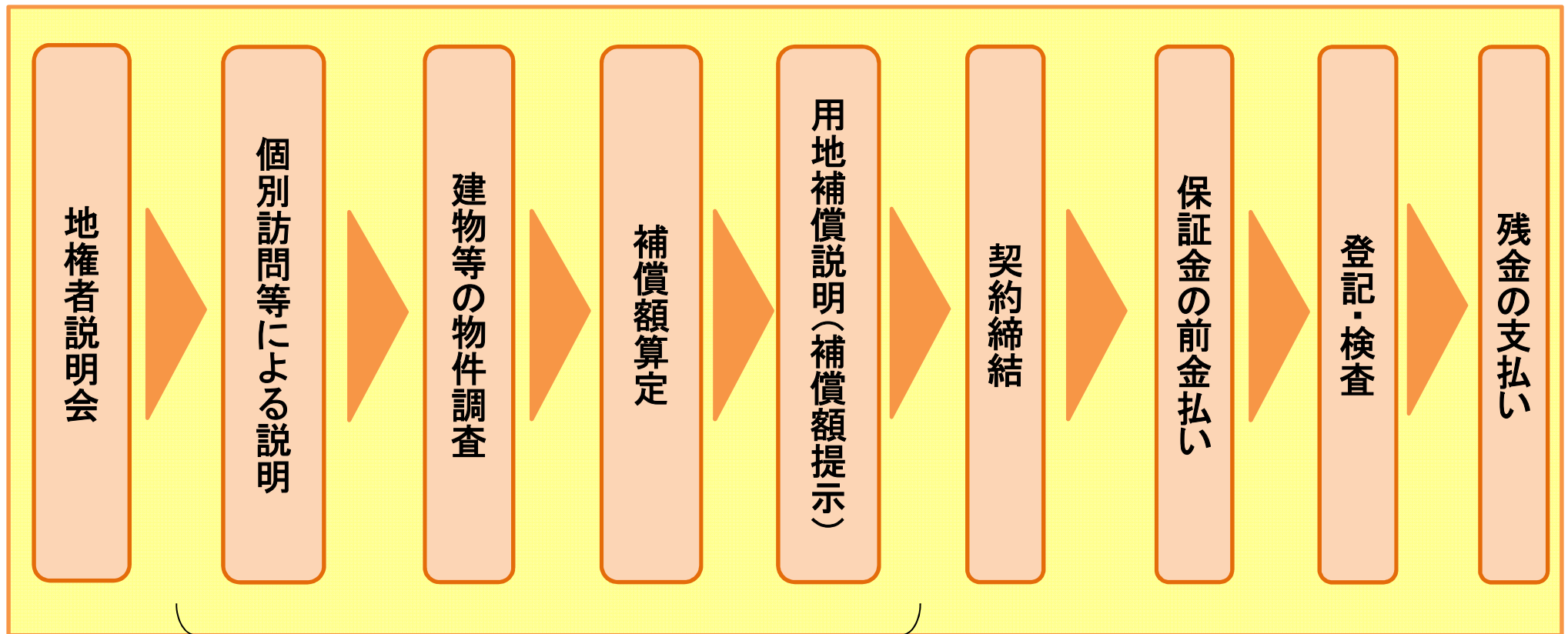
<配置の基本的考え方(主な事項)>

- 施設は、貯蔵する土壌や廃棄物の放射性セシウム濃度、施設を配置する地盤の強度・高さなどを考慮して適切に配置します。
- 谷地形や台地などの自然地形を最大限に活用して、土地改変をなるべく避けて施設を設けることにより、環境負荷の低減と工期の短縮を図ります。
- 施設全体の機能性・効率性を勘案しつつ、各施設が一体的に機能するよう配置します。



用地確保について

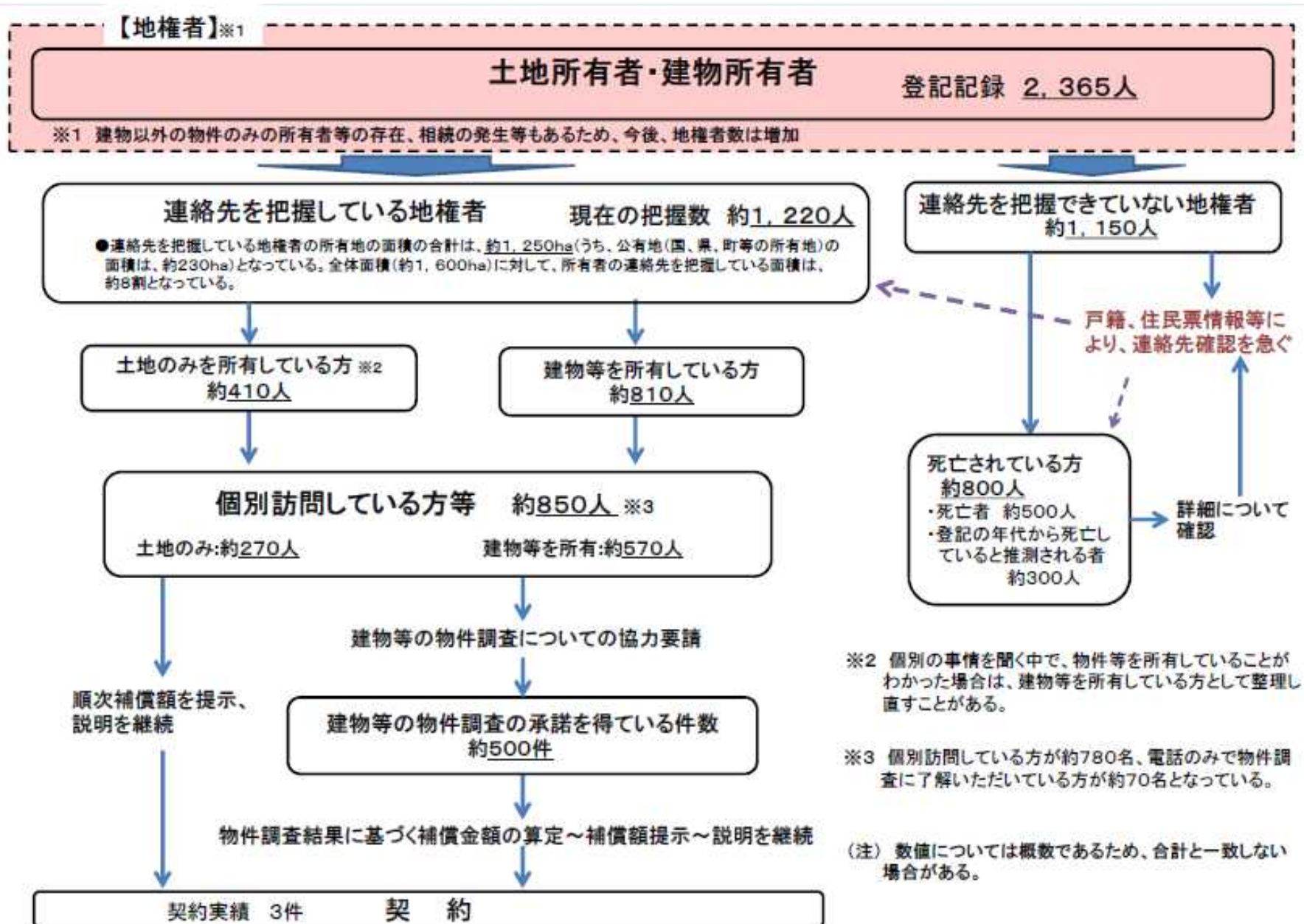
- 中間貯蔵施設予定地の面積は約16km²キロメートル、登記記録上の地権者は約2,400人
- 用地補償のルールに則り、適正に補償



個別に建物等の調査の了解を得て実施のうえ、補償額を算定し、個別の用地補償説明に着手。

地権者の状況について

H27.6.30時点



中間貯蔵開始後30年以内の県外最終処分について

- 福島県外での最終処分に向け、8つのステップに沿って取組を進めていく。
- 具体的には、放射能の物理的減衰を踏まえつつ、幅広く情報収集しながら、まずは、研究・技術開発、減容化・再生資源化等の可能性を踏まえた最終処分の方向性の検討等に取り組む。
- 並行して、情報発信等を通じて、低濃度生成物の再生利用と県外最終処分に係る全国民的な理解の醸成を図る。

最終処分に向けた8つのステップについて



(参考) 日本環境安全事業株式会社法の一部改正法附帯決議(抄)

- 一 (略)・・・中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は(略)・・・必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会概要

【目的】 JESCO法において、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとしていることを踏まえ、除去土壌等の減容・再生利用に係る技術開発戦略、再生利用の促進に係る事項等について検討を行う。

検討内容

減容技術の現状評価 及び課題とその対応案

- ・ 各技術の特徴、除染率、濃縮率等の評価及び実利用にあたっての課題と対応案の検討
- ・ 処理施設に必要な面積規模及び処理能力の検討
- ・ 前処理、減容・再資源化処理までを含めた処理コストの検討
- ・ 技術開発・実証試験の評価及び進捗管理

再生利用に関する課題の検討 (再生利用の考え方(指針等)の策定)

- ・ 再生利用の用途の検討、用途に応じた再生資材の抽出
- ・ 再生資材に求められる要求品質の検討
- ・ 放射線安全性を確認するための評価方法等の検討
- ・ 再生利用促進方策の検討

減容・再生利用等技術開発戦略 の検討

- ・ 減容技術の適用の方向性の検討
- ・ 減容・再生利用する対象物の量、放射能濃度、性状等の推計
- ・ 対象物に応じた減容技術の適用の検討
- ・ 適用する技術の開発目標等の検討
- ・ 今後10年間程度の技術開発戦略の策定

※除去土壌等の減容...除去土壌及び焼却灰を対象に、各種の減容技術を用いて放射能濃度の低いものと高いものに分け、低いものを再生資源とすることで、最終処分すべき量を減らすこと。

※再生利用...再生資源としたものを各種用途に利用すること。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会

委員名簿

座長	細見 正明	国立大学法人 東京農工大学大学院 工学研究院 応用化学部門 教授
	石井 慶造	国立大学法人 東北大学大学院工学研究科 生活環境早期復旧技術研究センター センター長
	石川 雄章	国立大学法人 東京大学大学院 情報学環 特任教授
	石田 聡	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農村工学研究所 資源循環工学研究領域 上席研究員
	大迫 政浩	国立研究開発法人 国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター センター長
	勝見 武	国立大学法人 京都大学大学院 地球環境学堂 教授
	佐藤 努	国立大学法人 北海道大学 大学院工学研究院 環境循環システム部門 資源循環工学分野 教授
	高橋 隆行	国立大学法人 福島大学 共生システム理工学類 教授
	高村 昇	国立大学法人 長崎大学 原爆後障害医療研究所 国際保健医療福祉学研究分野・教授
	宮武 裕昭	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ 施工技術チーム 上席研究員 (専門分野 土木材料としての土砂の力学的特性)
	油井 三和	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 福島研究開発部門 福島環境安全センター センター長

中間貯蔵施設への輸送(パイロット輸送)について

- ・大量の除去土壌等を輸送する段階に向け、安全かつ確実に実施できることを確認するため、パイロット輸送を概ね1年間実施。
- ・パイロット輸送の段階から、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を行い、安全かつ円滑な輸送を実施。
- ・パイロット輸送では、各市町村からそれぞれの現地状況に応じて概ね1,000立方メートル程度を輸送。

◆ 輸送に係る調整

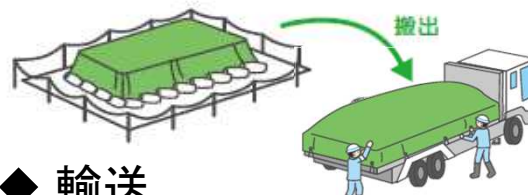
輸送の実施に当たっては、搬出自治体等と事前に十分な調整を行う。
また、運転手等へ教育・研修を実施。

◆ ルートの設定

輸送に用いるルートは、予め設定。
輸送には、高速道路を積極的に利用。

◆ 積込・搬出

搬出作業は周囲の環境に配慮して行うとともに、散乱したり漏れたりしないような荷姿を確保。



◆ 輸送

輸送中は、輸送物を全数管理し、
輸送車両の位置を全数把握。

◆ 事故への対応

万が一の事故に対応する体制を整え、いざというときには迅速に対応。

◆ モニタリング

輸送に伴い生活環境への影響や放射線量による影響等についてモニタリングし、結果を公開する予定。

⇒ パイロット輸送の実施・検証を通じて、本格輸送に向けた準備を進める。

保管場(ストックヤード)での保管の状況

【目的】

中間貯蔵施設の具体的な配置図に沿った本格工事が始まるまでの間、施設予定地内に除染土壌等を一時的に保管する保管場(ストックヤード)を整備する。

【保管容量】

(第一弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万 m^3 程度

(第二弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約1万 m^3 程度

(第三弾)大熊町・双葉町でそれぞれ約0.6万 m^3 程度

※合計で約5万 m^3 程度

保管場(ストックヤード)での保管

<保管量(平成27年8月3日時点)>

○大熊町保管場: 6,929 m^3

○双葉町保管場: 3,802 m^3

※輸送した大型土のう袋等1袋の体積を1 m^3 として換算した数値。

<保管場の空間線量率>

○搬入前と比較して大きな変化なし。

※搬入前後の空間線量率は、

・大熊町保管場: 1～9 $\mu\text{Sv/h}$ 程度

・双葉町保管場: 1～4 $\mu\text{Sv/h}$ 程度

スクリーニング結果

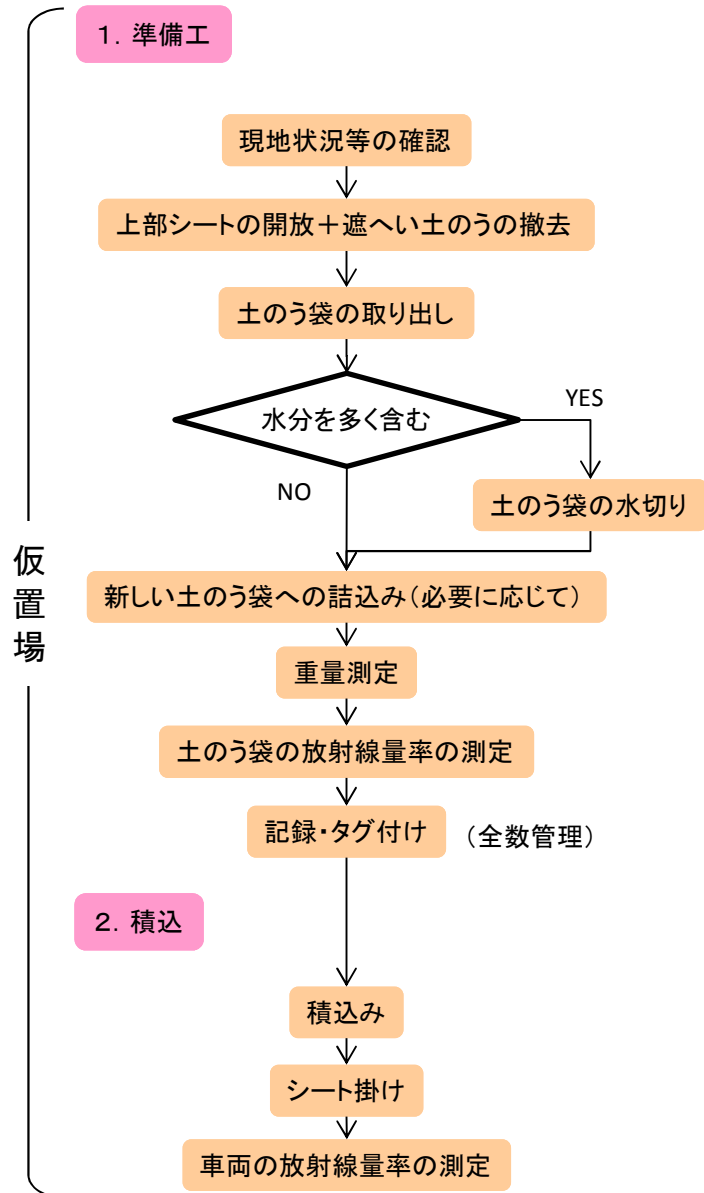
保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値(13,000cpm)未満であることを確認。



保管場への搬入・定置作業(大熊町内) 12

仮置場から保管場までの基本的な作業フロー

(注: 写真は除染工事等から引用したイメージ)



3. 輸送

仮置場から搬出
↓
保管場へ搬入

GPSによる車両の運行管理

4. 荷下ろし

車両等の照合 } 搬入物の確認

場外車両から場内車両への積替え

車両の汚染検査
↓
保管場退場

5. 運搬・定置

場内車両による運搬・定置



保管場

保管場(ストックヤード)での基本的な作業

保管場に輸送車両が到着した後、①重量の測定、②積荷の確認などを行い、③場外車両から場内車両への積替え、④保管場での定置等を行います。



輸送に係る車両・情報端末等



除染土壌等の
輸送車両である
ことを明示

輸送車両(10tダンプトラック)

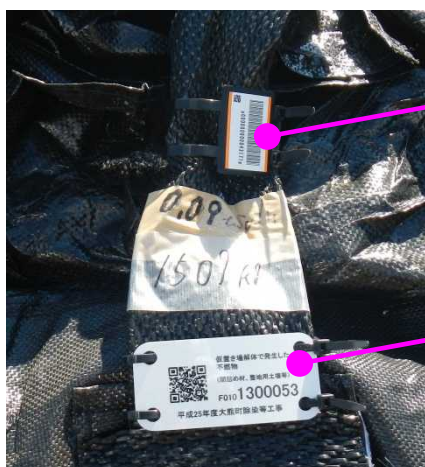
中間貯蔵施設へ除染土壌等を輸送する車両であることを明示



管理用端末

バーコード入力等で速やかに情報管理

区分	不燃物	可燃物
1	00000000000000000000	00000000000000000000
2	00000000000000000000	00000000000000000000
3	00000000000000000000	00000000000000000000
4	00000000000000000000	00000000000000000000
5	00000000000000000000	00000000000000000000
6	00000000000000000000	00000000000000000000
7	00000000000000000000	00000000000000000000



新タグ

旧タグ(仮置場ごとに異なる)

大型土のう袋のタグ

旧タグの情報を新タグに継承します



運行管理画面のイメージ

輸送車両の移動軌跡、通過時刻等が表示されます



位置情報発信車載器

帳票類

パイロット輸送に当たっての主な安全対策

① 輸送対象物と輸送車両の一元的な管理

- 輸送をする全ての除染土壌等を入れた大型土のう袋等に中身や重量などが分かるタグ(札)を付け、全数管理。
- 輸送車両の輸送状況をGPS(※)を活用して常時把握し、万が一問題が生じた場合にもすぐに対応。

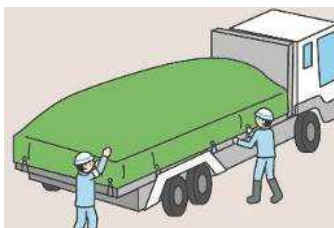
※ GPS: 数個の衛星からの信号を受信機で受け取り、現在位置を知るシステム

- 上記情報を環境省とJESCOが一元的に管理し、安全な輸送を実施。



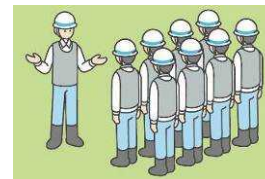
② 除染土壌等の飛散流出防止対策

- 除染土壌等は遮水性を有する大型土のう袋等に入れて輸送。
- 大型土のう袋に破損等が確認された場合は新しい大型土のう袋に詰込み。
- 輸送車両の荷台をシートで覆うことなどにより飛散を防止。



③ 運転者と作業員の教育

- 輸送前に運転者や作業員の教育や研修を行い、本事業の重要性や放射性物質に汚染された土壌等を扱うに当たっての意識と技能等を高める。



④ 輸送ルート上の道路交通対策

- 輸送ルート上の狭い道路などに交通誘導員を配置し、注意喚起の看板を設置するなどにより、輸送車両が一般車両や一時帰宅者に常に配慮し、事故防止を徹底。

急カーブ注意

交通安全厳守

安全運転厳守

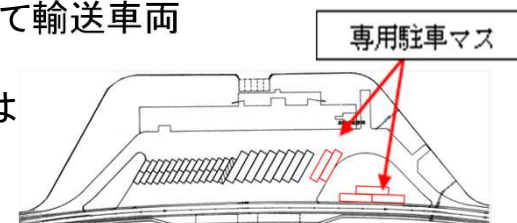
⑤ 保管場におけるスクリーニング

- 輸送車両が保管場から退出する前には放射線量を測定(スクリーニング)し、基準値以上であれば洗浄等を行うことにより、周辺道路等の汚染の防止を徹底。



⑥ 輸送車両は、専用の駐車マスで休憩

- 高速道路を利用した輸送では、差塩PAやならばPAの専用マスにて輸送車両は駐車・休憩します。
- 輸送車両の利用時間帯は監視員を配置します。



パイロット輸送の状況

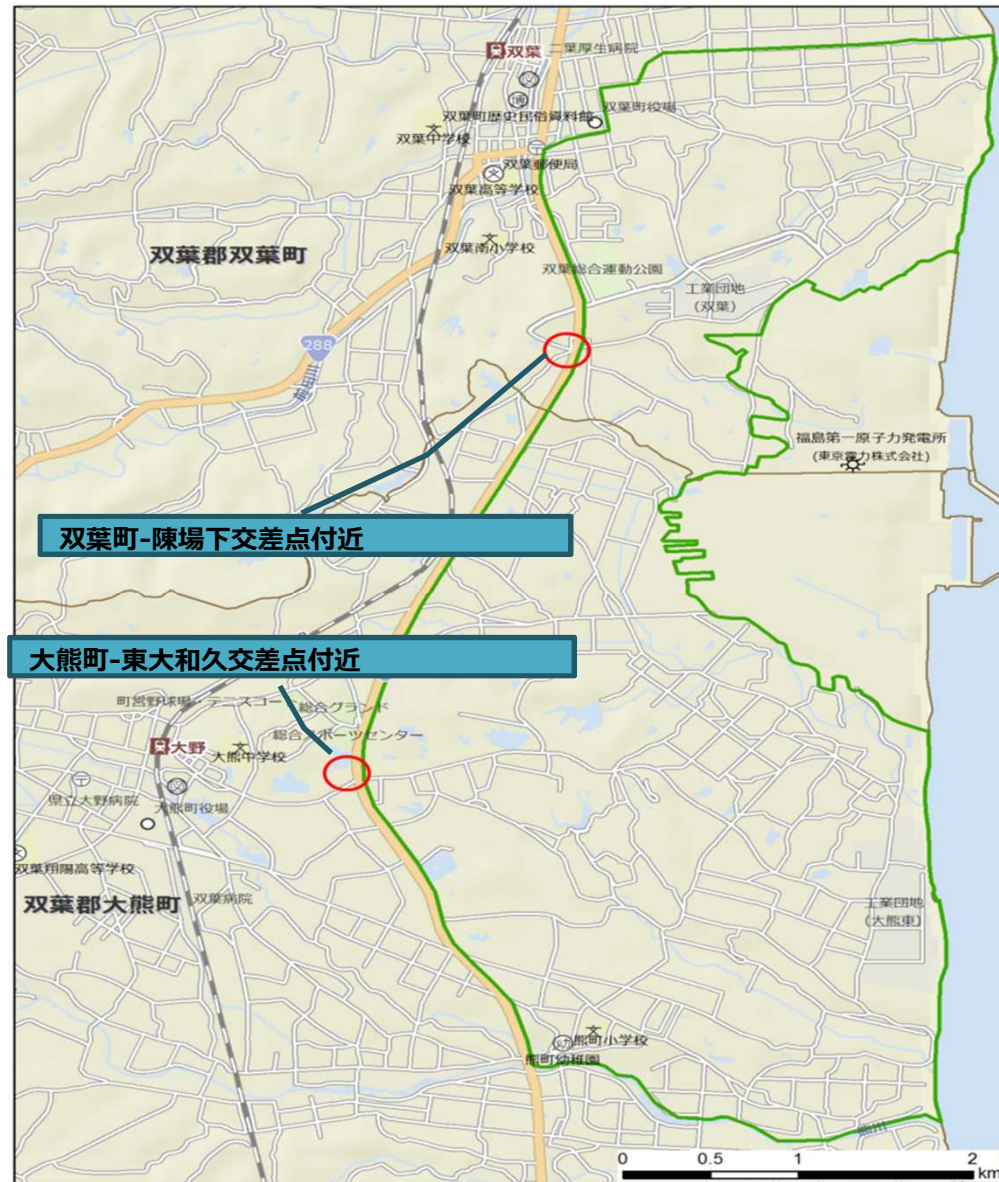
(平成27年8月4日時点)

工区	市町村	輸送開始	輸送完了
大熊工区	大熊町	3／13	4／7
	田村市	4／10	5／25
	富岡町	5／26	6／6
	川内村	6／8	7／10
	広野町	6／22	7／10
	棚倉町	7／18	8／4
双葉工区	双葉町	3／25	4／14
	浪江町	6／23	8／4
	葛尾村	6／26	
	楢葉町	6／30	
	郡山市	7／27	

※輸送開始前に、住民への周知等も実施。
 ※上記以外の市町村のパイロット輸送についても、関係市町村等と調整し、順次実施予定。

中間貯蔵施設に係るモニタリング 空間線量率・大気中放射性物質濃度の測定

- 中間貯蔵施設に係る指針に基づき連続測定を実施中。
- 空間線量率は通常の変動の範囲内で推移。
- 大気中放射性物質濃度は検出下限値未満。



(c)Esri Japan

中間貯蔵施設に係るモニタリング 空間線量率の測定結果(連続測定)

(H27.7.27時点)

各モニタリングポイントの日ごとの空間線量率



※国が行ったモニタリング測定結果

パイロット輸送におけるモニタリング 輸送路における放射線量率の測定

輸送車両の通過地点において、遮へい板付きの測定器を用いて周囲からの放射線の影響を除去し、車道から歩道方向に入射する放射線のみをとらえ、その放射線量率の変化の測定を実施中。



情報公開について

(1) ウェブサイト

環境省ウェブサイト及びJESCOウェブサイトにおいて、中間貯蔵施設の概要、輸送の方法、施設や輸送の状況、モニタリングに係る情報等を提供。

○環境省ウェブサイト (中間貯蔵施設情報サイト)

<https://josen.env.go.jp/chukanchozou>

環境省
中間貯蔵施設情報サイト

このサイトでは、福島県内において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射線物質を取り除く除染により発生した土壌などを一定期間保管する中間貯蔵施設についてお知らせします。

参考資料・リンク集



中間貯蔵施設について、分かりやすく説明したパンフレット等をご覧いただけます。

詳しくはこちら

中間貯蔵施設とは

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、国や市町村等が協力して、除染や廃棄物処理の取組を進めています。

現在、福島県内においては、除染に伴って発生した大量の土壌や廃棄物等が仮置場や住宅の敷地内、学校の校庭等に保管されており、その早期の搬出が福島県の復興・復興に向けた大きな課題となっています。

そのため、福島県内での除染土壌などを最終処分までの間、安全に集約的に貯蔵する中間貯蔵施設を整備し、仮置場等から除染土壌などを輸送する必要があります。この中間貯蔵施設の整備や管理運営、除染土壌などの輸送は、国が全体的な責任を果たしつつ、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）も活用しながら、確実かつ適正に進めていきます。

一日も早い福島県の復興・復興に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

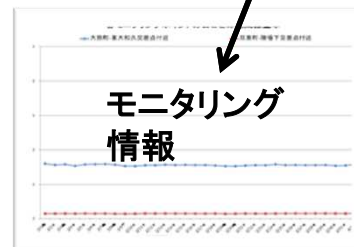
中間貯蔵施設の整備・輸送トピックス

- 6月19日 中間貯蔵施設への輸送に関する高速道路利用開始のお知らせ
- 6月19日 除染土壌などの運行計画（浪江町）を公表しました
- 6月19日 除染土壌などの運行計画（郡尾村）を公表しました
- 6月17日 除染土壌などの運行計画（広野町）を公表しました
- 6月2日 除染土壌などの運行計画（川内村）を公表しました
- 5月19日 除染土壌などの運行計画（高岡町）を公表しました
- 4月13日 中間貯蔵施設環境安全委員会（第1回）を開催しました
- 4月10日 4月13日から中間貯蔵施設に係る生活再建相談窓口を開通します
- 4月2日 除染土壌などの運行計画（田村市）を公表しました
- 3月20日 除染土壌などの運行計画（双葉町）を公表しました
- 3月13日 中間貯蔵施設への搬入を開始しました
- 3月12日 除染土壌などの運行計画（大熊町）を公表しました
- 2月27日 輸送に関する総合窓口を開通しました
- 2月25日 中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書を締結しました

施設の状況・輸送の状況等についてはこちら

○JESCOウェブサイト

<http://www.jesconet.co.jp/interim/index.html>



輸送の状況

情報公開について

(2) お問い合わせ窓口・相談室

中間貯蔵施設全般、輸送、生活再建・用地補償に関するお問い合わせについて、窓口・相談室を設置して対応。

中間貯蔵施設全般に関するお問い合わせ窓口

中間貯蔵施設に係る全般的なお問い合わせは、下記窓口（フリーダイヤル）へお問い合わせください。



TEL : 0120-027-582 (フリーダイヤル)

受付時間 : 9:00~18:15 (日祝除く)

※ 承った内容および担当者の対応内容の確認を目的として、お問い合わせいただいた方との通話を録音させていただいております。

輸送の専用窓口

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に関するお問い合わせなどに対応させていただきます。



TEL : 0120-10-1951 (フリーダイヤル)

受付時間 : 8:30~17:15 (土日祝除く)

中間貯蔵施設に係る生活再建・用地補償相談室

地権者の皆様の用地補償等に関するお問い合わせや、大熊町・双葉町の町民の皆様を対象とした生活再建に係る相談については、下記窓口へお越しいただくか、またはお電話にてお問い合わせください。
(窓口にお越しいただく場合は、事前にお電話にて予約いただければ円滑にご相談いただけます。)

■ ※各相談室相談時間：平日9時から18時まで

■ お問い合わせ窓口及び相談室

環境省福島環境再生事務所 福島相談室

福島市栄町1-35 福島キャピタルフロントビル7階
TEL : 0120-008-138

環境省福島環境再生事務所 郡山相談室

郡山市大町1-1-8 NKビル4階
TEL : 0120-226-702

環境省福島環境再生事務所 会津相談室

会津若松市インター西88 2階 会津文所内
TEL : 0120-336-053

環境省福島環境再生事務所 いわき相談室

いわき市平字小太郎町2-6 いわきフコク生命ビル3階
TEL : 0120-808-870

■ ※東京電力による原子力損害賠償に係る相談については、この窓口で対応することは困難であることから、専門の相談窓口を紹介させていただきます。

(3) パンフレットの配布等

中間貯蔵施設や輸送についてのパンフレットなどを作成・配布し、関係住民の方々などに中間貯蔵事業に関する情報等を提供。



(参考)輸送基本計画(平成26年11月)のポイント

1. 輸送の基本原則

- ①安全かつ確実に輸送を実施
- ②短期間かつ円滑に輸送を実施
- ③国民及び関係機関の理解と協力の下実施

2. 輸送に係る基本的事項

- (1)輸送対象
- (2)輸送実施主体
 - ・除染特別地域の除去土壌、対策地域内廃棄物及び指定廃棄物は国が輸送
 - ・除染実施区域の除去土壌等は市町村等が輸送
 - ・国は除染実施区域における輸送についても、安全かつ円滑な輸送の確保のための措置を講ずる必要
- (3)輸送等の手段
- (4)道路交通の状況

3. 輸送に係る基本方針

- (1)統括管理の実施
 - ・輸送に関する情報を一元的に把握し、搬出量・輸送ルート等の調整や輸送物の全数管理、輸送車両の運行管理等を実施
- (2)福島県全体の復興の推進等に資する円滑な輸送
- (3)住民の安全確保と環境影響等の抑制
- (4)高速道路の積極的な利用
 - ・地域の状況を踏まえ高速道路を積極的に利用するルートを設定。
- (5)集約輸送及び大型の輸送車両の使用
 - ・可能な限り大型車両を活用する方針。10tダンプトラックの使用が有効と想定。
- (6)事故等への万全の備えと対応
 - ・交通事故の未然防止が重要。万一に備えた対策を実施。
- (7)モニタリングの実施と住民への情報提供
 - ・モニタリング(放射線、大気質、騒音、交通量など)を実施・情報提供。
- (8)中間貯蔵施設への輸送に関する理解の醸成

4. 輸送の実施に向けて措置すべき事項

- (1)輸送実施計画の策定
 - ・輸送連絡調整会議を活用し、関係機関と連携して輸送実施計画を策定。
- (2)輸送の役割分担
 - ・着実な統括管理、輸送に向けて、除染実施区域のうち積込場からの輸送については国が輸送
- (3)関係機関の連携強化
 - ・関係機関が連携・相互理解・協力を図るため輸送連絡調整会議を設置。
- (4)パイロット輸送の実施
 - ・本格的な輸送に向けて、改良点を抽出することを目的としたパイロット輸送を概ね1年程度実施。
- (5)道路・交通対策
 - ・一般交通への影響を図るため、地域の状況に応じ、必要な道路・交通対策を実施。
- (6)運転者や作業員等の教育・研修

(参考)輸送実施計画(平成27年1月)のポイント

パイロット輸送の基本的事項

- ・目的(本格的な輸送に向け、安全かつ確実な輸送を実施できることを確認)
- ・期間(輸送期間は、輸送開始から1年程度。)
- ・各市町村から1,000m³程度の除去土壌等を輸送)
- ・搬出元と搬出先
- ・輸送の形態と役割分担
- ・輸送ルート(高速道路を積極的に利用)
- ・輸送実施計画(パイロット輸送)の更新

輸送の流れとルート ／搬出と搬入

- ・輸送全体の流れと役割分担
- ・運行計画の策定
- ・輸送の実施
- ・端末輸送
- ・積込場の確保
- ・積込場での積み込み
- ・中間貯蔵施設での荷下ろし

輸送の統括管理

- ・統括管理の概要(環境省・JESCOが輸送関連の情報を一元的に把握・管理)
- ・搬出時期・輸送ルート等の調整
- ・総合管理システムの構成(全数管理、モニタリング情報の管理等を実施)
- ・輸送対象物の管理
- ・輸送車両の運行管理

事故等への万全の備えと対応 運転者や作業員の 教育・研修・安全確保

- ・事故等への万全の備え(関係機関と連携し、緊急時の体制構築等)
- ・輸送車両の事故等への対応
- ・自然災害等の対応
- ・教育・研修(輸送実施計画全般、放射線障害防止、安全運転・運行管理)
- ・運転者や作業員の安全確保

輸送に係る事前評価と モニタリング コミュニケーションや情報公開

- ・輸送に係る事前評価
- ・輸送に係るモニタリング
- ・(コミュニケーションや情報公開に係る)基本的な考え方(情報発信のみならず、双方向コミュニケーションも重要)
- ・コミュニケーションや情報公開の方法(中間貯蔵施設情報サイト、パンフレット、総合窓口設置等)

本格輸送に向けた準備

- ・輸送ルート(高速道路の積極的な利用)
- ・本格輸送のピーク時を想定した事前評価
- ・道路・交通対策の検討(関係機関と調整の上、ハード対策も含め必要な対策を検討)
- ・パイロット輸送の状況を踏まえた検証
- ・本格輸送時の搬出量等の設定
- ・積込場の要件等を具体化

現場見学会について

実施日 平成27年5月27日（水）

平成27年8月
環境省

1. 実施目的	市町村の除染、搬出担当者に対して、中間貯蔵施設への輸送及び仮置場等での具体的な作業に係るご理解をいただき、今後の搬出の調整を円滑に進めるため、中間貯蔵に係る保管場設置、輸送等の工事状況について説明するとともに、仮置場等での積込み作業の様子を見学する機会を設けるもの。
2. 期 日	平成27年5月27日（水）
3. 場 所	富岡町、いわき市
4. 参加者	47名（26市町村及び福島県）

現場見学会・輸送状況報告会 行程表	
時 間	行 動 等
9:45	いわき市文化センター発
11:15	仮置場（富岡町）着 （搬出作業の見学）～12:00
12:15	仮置場（富岡町）発
14:15	いわき市文化センター着
14:30	輸送状況報告会
16:00	解散



全体説明風景(富岡町)

2



現場用ハンディターミナル

輸送車両用車載器(GPS機能搭載)

タブレット

3



ロードセルによる重量測定①

4



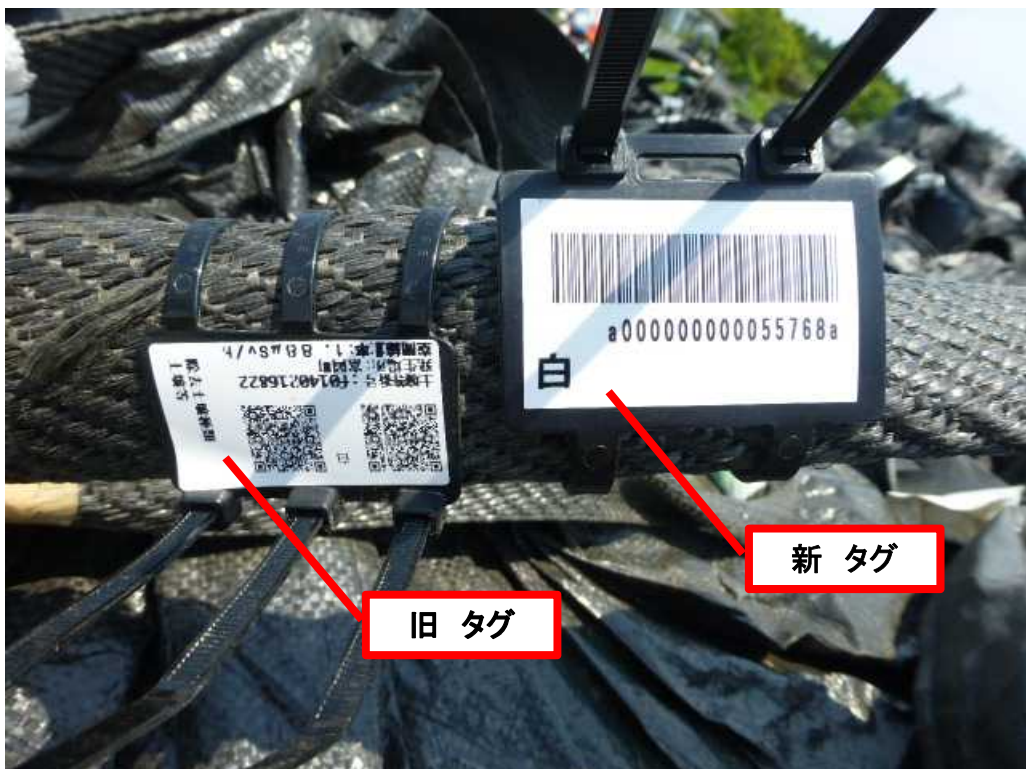
ロードセルによる重量測定②

5



保管容器の線量測定

6



データタグの取付

7



10tダンプへの積込み①

8



10tダンプへの積込み②

9



シンチレーション式サーベイメータ
※車両から1m部分で線量測定

積み込み後のダンプ周辺の線量測定

10



タブレットにデータ入力

積み込み後のダンプ周辺の線量測定

11



管理棟(外観)

12



管理棟(内部)

13



輸送状況報告会(いわき市文化センター)①

14



輸送状況報告会(いわき市文化センター)②

15

パイロット輸送における搬出について

環境省
福島県

1. 基本的事項

- パイロット輸送の期間は輸送開始から 1 年程度。
- 積込場から搬出先までの距離が近いところからの搬出を基本とし、積込場ごとに個別に考慮すべき具体的事項を踏まえる。
- 他市町村からの輸送車両の通過も含め、輸送ルートに係る市町村の理解と協力が不可欠。

2. 考慮すべき具体的事項

- 学校等からの搬出は夏休み等に搬出。
- 積雪等による影響が大きいと考えられる場合はできる限り秋までに搬出。
(会津地域、一般道で阿武隈高地を越える市町村、積込場が山間部にある市町村について、積雪等による影響が大きいと考えられる場合)
- 上記以外の市町村についても、基本的事項を踏まえて順次調整を開始。

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議 開催要項

1. 目的

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に当たっては、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る基本計画（以下「輸送基本計画」という。）」に基づき、輸送実施者、道路管理者、警察等の関係機関が連携し、住民の生活環境や一般交通に対する影響を抑制しつつ、安全かつ円滑な輸送を実施することが必要である。

このため、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る実施計画（以下「輸送実施計画」という。）」の案に係る事項、輸送実施段階における輸送の具体的な手法及び輸送の状況等に関して、関係機関の共通認識の醸成や相互理解・協力の増進を図ることを目的として、「中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る連絡調整会議（以下「会議」という。）」を開催する。

2. 連絡調整事項

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送の実施に係る次に掲げる事項について連絡調整することとする。

- (1) 輸送実施計画の策定に係る事項
- (2) 輸送の実施段階における対応のあり方
- (3) 輸送に関する住民等への周知、広報
- (4) その他

3. 会議の構成

- (1) 会議は別紙に掲げる関係機関をもって構成する。
- (2) 会議の座長は環境省福島環境再生事務所長が務める。
- (3) 座長は、会議の議事運営に当たる。
- (4) 座長に事故等があるときには、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- (5) 座長は、必要に応じて地区別又はテーマ別の分科会を設置することができる。
- (6) 座長は、会員の運営に必要があるときは、臨時委員を置き、オブザーバーを出席させることができる。

4. 事務

会議の事務は、環境省福島環境再生事務所において行う。

5. その他

会議は、原則として公開とする。

(別紙)

中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に関する連絡調整会議 構成機関

- ・ 福島県避難地域復興局避難地域復興課
- ・ 福島県生活環境部放射線監視室
- ・ 福島県生活環境部水・大気環境課
- ・ 福島県生活環境部中間貯蔵施設等対策室
- ・ 福島県生活環境部除染対策課
- ・ 福島県土木部土木企画課
- ・ 福島県土木部道路計画課
- ・ 福島県警察本部交通部交通企画課
- ・ 福島県警察本部交通部交通規制課
- ・ 福島県警察本部警備部災害対策課
- ・ 福島市消防本部（福島県代表消防機関）

- ・ 福島市政策推進部
- ・ 会津若松市市民部
- ・ 郡山市生活環境部
- ・ いわき市行政経営部
- ・ 白河市市民生活部
- ・ 須賀川市生活環境部
- ・ 喜多方市市民部
- ・ 相馬市民生部
- ・ 二本松市市民部
- ・ 田村市市民部
- ・ 南相馬市復興企画部
- ・ 伊達市市長直轄
- ・ 本宮市放射能除染モニタリングセンター
- ・ 桑折町原発事故対策課
- ・ 国見町原発災害対策課
- ・ 川俣町原子力災害対策課
- ・ 大玉村再生復興課
- ・ 鏡石町総務課
- ・ 天栄村総務課
- ・ 下郷町町民課
- ・ 檜枝岐村総務課
- ・ 只見町環境整備課
- ・ 南会津町環境水道課
- ・ 北塩原村住民課
- ・ 西会津町町民税務課
- ・ 磐梯町総務課

- ・猪苗代町町民生活課
- ・会津坂下町総務課
- ・湯川村総務課
- ・柳津町町民課
- ・三島町総務課
- ・金山町住民課
- ・昭和村保健福祉課
- ・会津美里町くらし安心課
- ・西郷村放射能対策課
- ・泉崎村事業課

- ・中島村生活支援対策室
- ・矢吹町町民生活課
- ・棚倉町住民課
- ・矢祭町町民福祉課
- ・塙町生活環境課

- ・鮫川村地域整備課
- ・石川町町民生活課
- ・玉川村住民課
- ・平田村住民課
- ・浅川町住民課
- ・古殿町生活福祉課
- ・三春町除染対策課
- ・小野町町民生活課
- ・広野町放射線対策課

- ・檜葉町放射線対策課
- ・富岡町安全対策課

- ・川内村産業振興課
- ・大熊町環境対策課

- ・双葉町産業建設課
- ・浪江町ふるさと再生課
- ・葛尾村地域振興課
- ・新地町町民課
- ・飯舘村復興対策課

- ・内閣府原子力災害対策本部現地対策本部
- ・内閣府原子力被災者生活支援チーム
- ・復興庁福島復興局
- ・国土交通省東北地方整備局道路部
- ・東日本高速道路（株）東北支社総合企画部
- ・東日本高速道路（株）東北支社管理事業部
- ・環境省福島環境再生事務所
- ・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 中間貯蔵管理センター